

にじいろ保育園藤沢規則

にじいろ保育園藤沢規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本保育園は、にじいろ保育園藤沢と称する。

(所在地)

第2条 本保育園の設置場所は、神奈川県藤沢市藤沢 989-4

(目 的)

第3条 本保育園は児童福祉法に基づいて、第二種社会福祉事業として、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(保育目標)

第4条 本保育園は、以下のとおり児童を育成することを保育方針とする。

みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛・信頼・安定・共感

めざす保育園像

- 陽だまりのような保育園
- 地域と共に育つ保育園
- 子どもと共に輝いていける保育園

めざす子どもの姿

- 自然を愛し、心身ともに健やかな子ども
- 自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども
- 「仲間」と関わり、人を思いやれる子ども
- 自己を表現できる子ども

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第5条 本保育園に次の職員を置く。職員定数は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 園長 | 1人 |
| (2) 主任保育士 | 1人 |
| (3) 保育士 | 11人 |
| (4) 調理員 | 2人 |
| (5) 嘱託医 | 1人 |
| (6) 嘱託歯科医 | 1人 |

2 前項に定める者の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第 6 条 園長を除く職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条に該当する者のうちから代表取締役が任命し、施設の長たる園長は全取締役のうち過半数の同意を得て代表取締役が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第 18 条の 6 第 1 項の各号の一に該当する保育士資格者であることを要する。

(職 務)

第 7 条 園長は本保育園の業務を統括する。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 4 事務員は、園内諸業務及び会計事務に従事する。
- 5 調理員は給食業務に従事する。
- 6 嘱託医及び嘱託歯科医は、児童の健康管理業務を行う。
- 7 月に一回以上、職員全体の会議を開催し、職員全員が常に園全体を把握できるよう努めなければならない。

(職務の心得)

- 第 8 条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。
- 2 園長は、職員に対し職務上知りえた児童及び児童家庭環境等の個人情報のみだりに第三者に漏らさないよう管理指導するものとする。

第 3 章 文 書

(文書の取り扱い)

第 9 条 文書は「文書管理規定」に基づいて処理しなければならない。

第 4 章 定 員

(受入年齢及び定員)

第 10 条 受け入れる子どもの年齢は、生後 57 日から小学校就学前までとする。

2 入所児の数は、0 歳児 6 名、1～2 歳児 26 名、3 歳以上児 48 名とし、クラス編成は次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| (1) 0 歳児 | 6 名 |
| (2) 1 歳児 | 12 名 |
| (3) 2 歳児 | 14 名 |
| (4) 3 歳児 | 16 名 |
| (5) 4 歳児 | 16 名 |
| (6) 5 歳児 | 16 名 |

第5章 入園および退園

(入 園)

第11条 入所児は児童福祉法第24条の規定より、市町村長が保育の実施を決定した乳幼児とする。

(退 園)

第12条 次に該当したときは、退園させることができる。

- (1) 児童福祉法第24条による入園理由が解消し、市町村長が保育の実施を解除したとき。
- (2) その他、市町村長と協議のうえ退園が適当と認められたとき。

第6章 園児の処遇

(平等の原則)

第13条 本保育園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(費 用)

第14条 利用者負担額は市町村長の定めた額とする。

2 前項に定めるもののほか、保育に必要な経費として別表1に定める費用を保護者より徴収できる。

(保育時間)

第15条 保育時間は以下のとおりとする。ただし、園長が保護者に特別の事情があると認めるときは、次のとおり時間外保育を行う。

【平日】

- (1) 保育短時間認定子ども
基本保育時間 8時30分から16時30分
時間外保育 7時00分から 8時29分及び16時31分から20時00分
- (2) 保育標準時間認定子ども
基本保育時間 7時00分から18時00分
時間外保育 18時01分から20時00分

【土曜日】

- (1) 保育短時間認定子ども
基本保育時間 8時30分から16時30分
時間外保育 7時00分から 8時29分及び16時31分から18時00分
- (2) 保育標準時間認定子ども
基本保育時間 7時00分から18時00分

- 2 時間外保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別表1に定める料金を徴収する。

(登降園)

第16条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第17条 別に定める保育計画に基づき、各々の年齢・発達に応じた保育を行う。

- 2 園児の健康診断は入所時の健康診断および少なくとも年二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(虐待等の禁止)

第18条 本保育園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入所児に対し、神奈川県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例第10条及び同第11条の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る、たたく、体罰等直接入所児の身体に外傷を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 本保育園を退所させる旨脅かす等の言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法の遵守)

第19条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関に通報するものとする。

(家庭連絡)

第 20 条 本保育園は、園児の保護者と常に密接な連絡を保ち、園児の保育方針、成長及び保育園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、保育便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

(行事)

第 21 条 日課及び年間行事は別に定める。

(休日)

第 22 条 本保育園の休日は、次のとおりとする。

- (1) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで (2) 日曜日及び国民の休日

(欠席)

第 23 条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は書面で園長に届け出ること。

(休園)

第 24 条 園児又は園児の同居家族に伝染病などが発生し、他の園児に感染の恐れがあると園長が認めた場合は、休園を命じることが出来る。

(健康管理)

第 25 条 園長は常に園児の健康に留意し、保育園で実施する健康診断について、その結果を記録しておかなければならない。

第 7 章 非常災害対策等

(非常災害対策)

第 26 条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月 1 回入所児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 27 条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、事故防止マニュアルに定める。

第 8 章 苦情対応

(苦情対応)

第 28 条 本保育園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

第9章 その他

(地域子育て支援および育児支援)

第29条 にじいろ保育園藤沢は以下の地域子育て支援事業を実施する。

- (1) 育児・子育て相談
- (2) 園庭開放
- (3) 体験交流
- (4) 世代間交流

2 前項に掲げる事業に関する実施方法に関しては、園長が状況を見極め、にじいろ保育園藤沢の発行する保育園案内にて告知する

第10章 雑 則

(本規則の改廃)

第30条 この規則を改正、廃止するときは、ライクキッズ株式会社の取締役決議を経るものとする。

附則

- 1 この規則は平成25年11月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日より本改訂版を施行する。

別表1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(保育標準時間認定・保育短時間認定共通)

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額	支払月
月極延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	30分につき 月額 2,000 円	当月
スポット延長保育料	月極延長時間以外で児童をお預かりした場合に要する費用の一部を御負担いただくもの	30分につき 日額 300 円	翌月
主食代 ※3	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500 円	当月
副食代 ※	3歳以上の児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの	月額 4,500 円	当月
シーツレンタル代	シーツ洗濯及び乾燥代を御負担いただくもの	月額 700 円	当月
連絡帳代	入園時及び学年ごとにそろえて購入する物品代等を実費で御負担いただくもの	57 円(税込)	翌月
帽子代		759 円(税込)	翌月
フェリカカード代 (1枚目は無料)		110 円(税込)	翌月
安心伝言板カード代 (1枚目は無料)		330 円(税込)	翌月
おむつ定額サービス		サービスの利用料として御負担いただくもの	月額 2,530 円 ※0歳～2歳児の希望者のみ

※副食代徴収に関する長期欠席時の取り扱いについて

次の《条件1》を前提に《条件2》に当てはまる場合は、下記減額を行います。

《条件1》

利用月ごとに施設開所日数の 1/2 以上の連続した欠席が見込まれる場合、
欠席予定日の属する月の前月 20 日までに書面にて届出を行うことにより、
次の《条件2》に応じて徴収額を減額する。

《条件2》

当該月の利用日が 0 日の場合（全休）・・・0 円/月（全額免除）

当該月の利用日が開所日数の 1/2 以下となる場合・・・2,250 円/月（半額免除）

※1 上記以外の場合は 4,500 円/月（全額徴収）とする。

※2 「開所日数の 1/2 以下」の日数算定は次の例により行い、
日数に小数点以下が生じた場合には切り捨てるものとします。

例：開所日数 25 日×1/2=12.5 日→12 日

※3 主食代 登園日数に関わらず月額料金となります。

ただし以下のご請求を免除・減額いたします。

①自治体の登園自粛基準に該当する場合のみ、日割（月の中の日数に関わらず 25 で割る）
で利用していない分を翌月以降に減算して精算いたします。

なお自己判断による登園自粛や都合による欠席については精算の対象外となりますのでご
了承ください。

②登園の見込みが 1 ヶ月ないことを前月 25 日までに申告いただいた場合、徴収を免除い
たします。ただし月内に 1 日でもご利用があった際には翌月以降満額の徴収をいたしま
す。日額ではございませんのでご注意ください。

副食代 主食代と同様の取扱いとなります。